

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

亜塩素酸ナトリウム	1
イソプロパノール	2
亜酸化窒素	3
ヒドロキシプロピルセルロース	4
イソアミルアルコール	5
2,3,5-トリメチルピラジン	6
アミルアルコール	7
2,3,5,6-テトラメチルピラジン	8
グルコン酸亜鉛	9
グルコン酸銅	10
イソブタノール	11
2-エチル-3, (5or6) -ジメチルピラジン	12
ステアリン酸カルシウム	13
プロパノール	14

2 農薬

トルフェンピラド	15
シアゾファミド	17
フェンアミドン	19
ピフェナゼート	21
クロチアニジン	23
プロヒドロジャスモン	27

3 動物用医薬品

塩酸ラクトパミン	28
----------	----

豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症・豚丹毒混合（アジュバント加） 不活化ワクチン（リニシールドTX4、リニシールドTX4（ゲン））	29
ぶりビブリオ病不活化ワクチン（ノルバックス ビブリオ mono）	31
ひらめ 溶血性レンサ球菌不活化ワクチン（Mバックイニエ）	33
鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノビリス IA inac、AI（H5N2亜型）不活化ワクチン（NB1）、レイヤーミュン AIV）	35
孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする 魚卵用消毒剤（パイセス）	37
ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン （ND・IB生ワクチン「NP」）	39
ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及び マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン （“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C）	40
豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症混合（アジュバント加） 不活化ワクチン（インゲルバックAR4）	41
パストツレラ・ムルトシダ（アジュバント加）トキソイド （豚パストツレラトキソイド“化血研”）	42
鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ） 混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン（TAM））	43
前葉性卵胞刺激ホルモン（FSH）を有効成分とする 牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR・10）	44
ウラジログシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤 （ウロストーン2品目）	45
プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び 繁殖障害治療用膈内挿入剤（イージーブリード）	46
牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢・粘膜病・牛パラ	

インフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン (日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン) .....	47
牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン(日生研BEF・IK混合不活化 ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び “京都微研”牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン) .....	48
鶏伝染性気管支炎生ワクチン(IB TM生ワクチン“化血研”) .....	49
ピルリマイシン .....	50
4 器具・容器包装	
器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤の規格基準の改正 .....	51
<b>【生物系評価グループ】</b>	
1 プリオン	
日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について - 中間とりまとめ - .....	52
豚由来たん白質等の飼料利用 .....	54
<b>【新食品等評価グループ】</b>	
1 遺伝子組換え食品等	
PLA2(ホスホリパーゼA2) .....	56
除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統 .....	57
除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統とチョウ目 害虫抵抗性ワタ15985系統を掛け合わせた品種 .....	58
ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統 .....	59
ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統 .....	60

ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統 .....	61
2 新開発食品	
ヒアロモイスチャーS .....	62
タケダ健茶園TACC茶 .....	63
DHA入りリサラーソーセージ .....	64
キュービー 骨育 カルシウム&ビタミンK2 .....	65
プリトロール .....	66
松谷のおそば .....	67
黒烏龍茶 .....	68
健康博士 ギャバ .....	69
グリコ ヨーグルトGCL1001 .....	70
チチヤス低糖ヨーグルト .....	71
クエーカーオートミール .....	72
ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ .....	73
リポスルー .....	74
毎日海菜 海苔ペプチド .....	75
キュービーコントロール .....	76
キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント .....	77
健康道場 おいしい青汁 .....	78
ゴマペブ茶 .....	79
エコナマヨネーズタイプ .....	80
3 肥料・飼料等	
鉍さいりん酸肥料 .....	81
腐植酸りん肥 .....	82

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸ナトリウム
評価品目の分類	添加物
用途	塩素系殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月20日付け厚生労働省発食安第1020004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	使用基準で規定する対象食品に「カズノコ」を追加
評価結果の概要	<p>亜塩素酸ナトリウムのADI(一日許容摂取量)を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。</p> <p>なお、ヒトへの亜塩素酸ナトリウム投与による試験データは、いずれも上記ADIを支持するものと考えられる。</p> <p>(平成16年11月18日府食第1166号)</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成17年 3月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成17年 6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成17年 7月19日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成17年 9月16日、添加物の規格に関する告示を公布。同日から施行。</p> <p><b>(施策の概要)</b></p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、「カズノコの調味加工品(塩カズノコを除く。)」の使用基準を追加。</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b></p> <p>平成16年11月18日付の食品安全委員会の食品健康影響評価の別添として「過剰な見積もりではあるが、日本人の平均体重を50kgとし、対象食品に現公定法における検出限界(1mg/kg)程度の亜塩素酸ナトリウムが含まれていたと仮定した場合、一日に摂取される亜塩素酸ナトリウムの量は、7.96µg/kg体重/日(亜塩素酸イオンとして5.94µg/kg体重/日)と推定される。」との審議結果が通知された。薬事・食品衛生審議会での検討においては、過剰な見積もりであるが、カズノコ中の亜塩素酸ナトリウムの分析を目的として開発された分析法の検出限界(5mg/kg)程度の亜塩素酸ナトリウムがカズノコ(調味加工品)に含まれていると仮定した場合に摂取される亜塩素酸ナトリウムの量は0.02µg/kg体重/日(亜塩素酸イオンとして0.015µg/kg体重/日)と推定されている。この量は、ADIの0.052%に相当する。</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年 9月16日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0916001号)し、指導を要請するとともに、食品中の亜塩素酸ナトリウム分析法を改正し通知(食安基発0916001号)した。</li> <li>内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会上記について連絡。</li> </ul>
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロパノール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年12月15日付け厚生労働省発食安第1215002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響調査
評価目的の具体的内容	添加物の指定（着香目的）
評価結果の概要	イソプロパノールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 （平成16年12月9日府食第1235号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年10月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成16年12月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 3月17日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年 4月28日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を公布。同日から適用。  （施策の概要） 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない」とする使用基準及び成分規格を設定。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成17年 4月28日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0428001号）し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会上記について連絡。
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜酸化窒素
評価品目の分類	添加物
用途	乳脂肪及び / 又は植物性脂肪のエアゾール缶入り加工食品への添加（噴射剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月20日付け厚生労働省発食安第1020003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>亜酸化窒素を乳脂肪及び / 又は植物性脂肪のエアゾール缶入り加工食品（ホイップクリーム缶）に添加物として適切に使用する限りにおいては、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを設定する必要はない。</p> <p>なお、亜酸化窒素の薬理作用を考慮すると、通常の使用方法によらない本物質の直接摂取等、本物質の過剰な摂取には注意が必要と考える。</p> <p>（平成16年12月9日府食第1236号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成16年12月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成16年12月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成17年 2月22日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成17年 3月22日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を公布。同日から適用。</p> <p><b>（施策の概要）</b></p> <p>食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。</p> <p>同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「ホイップクリーム類（乳脂肪分を主成分とする食品又は乳脂肪代替食品を主要原料として泡立てたものをいう。）以外の食品に使用してはならない。」とする使用基準及び成分規格を設定。</p> <p>なお、亜酸化窒素の薬理作用を考慮すると、通常の使用方法によらない本物質の直接摂取等、本物質の過剰な摂取には注意が必要と考えるとした意見については、一般的に容易に販売されるようなカートリッジ式の耐圧金属製密封容器に入れた亜酸化窒素については、成分規格外とした。</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b></p> <p>食品、添加物等の規格基準の一部改正に係る意見の募集において、「ホイップクリームのみならず、広い範囲のクリーム状の製品について使用を認められたい。」とする意見が寄せられ、これを踏まえ、亜酸化窒素の使用対象食品に乳脂肪分を主成分とする食品のほか植物性脂肪分を主成分とする食品、ゼラチン、卵白、寒天等を主要原料として泡立てたものも含まれることを明らかにするため、薬事・食品衛生審議会の答申を踏まえ、使用基準を「ホイップクリーム類（乳脂肪分を主成分とする食品又は乳脂肪代替食品を主要原料として泡立てたものをいう。）」とした。</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年 3月22日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0322001号）し、指導を要請。</li> <li>内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会に上記について連絡。</li> </ul>
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヒドロキシプロピルセルロース
評価品目の分類	添加物
用途	乳化剤、フィルム形成剤、保護コロイド、安定剤、分散剤、粘稠化剤、結合剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年8月16日付け厚生労働省発食安第0816001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ヒドロキシプロピルセルロースが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを設定する必要はない。 (平成17年3月10日府食第258号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成17年 2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成17年 3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 7月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年 8月19日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を公布。同日から適用。  (施策の概要) 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成17年 8月19日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0819001号)し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会に上記について連絡。
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソアミルアルコール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年11月5日付け厚生労働省発食安第1105001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（着香目的）
評価結果の概要	イソアミルアルコールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 （平成17年3月17日府食第289号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成17年 2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成17年 3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 7月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年 8月19日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を公布。同日から適用。  （施策の概要） 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない」とする使用基準及び成分規格を設定。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成17年 8月19日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0819001号）し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会上記について連絡。
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2,3,5-トリメチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年11月5日付け厚生労働省発食安第1105002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（着香目的）
評価結果の概要	2,3,5-トリメチルピラジンを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 （平成17年3月17日府食第290号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成17年 2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成17年 3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 7月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年 8月19日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を公布。同日から適用。  （施策の概要） 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない」とする使用基準及び成分規格を設定。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成17年 8月19日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1819001号）し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会上記について連絡。
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミルアルコール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年11月5日付け厚生労働省発食安第1105003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（着香目的）
評価結果の概要	アミルアルコールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 （平成17年3月17日府食第291号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成17年 2月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成17年 3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 7月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年 8月19日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を公布。同日から適用。  （施策の概要） 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない」とする使用基準及び成分規格を設定。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成17年 8月19日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0819001号）し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会上記について連絡。
その他特記事項	-

( 継続 )

【 添加物 】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2,3,5,6-テトラメチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年11月21日付け厚生労働省発食安第1121004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定(着香目的)
評価結果の概要	2,3,5,6-テトラメチルピラジンを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成16年5月27日府食第592号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 6月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成16年12月24日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を公布。同日から適用。  ( 施策の概要 ) 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない」とする使用基準及び成分規格を設定。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成16年12月24日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第1224001号)し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会、消費者団体に上記について連絡。
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルコン酸亜鉛
評価品目の分類	添加物
用途	亜鉛の栄養強化
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年12月2日付け厚生労働省発食安第1202004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	使用基準の対象食品への「栄養機能食品（通常の食品の形態をしていないカプセル、錠剤等に限る）」の追加
評価結果の概要	<p>グルコン酸亜鉛の許容上限摂取量（UL）を亜鉛として30mg/ヒト/日と設定する。</p> <p>なお、今回評価を行ったULは成人を対象としたものであり、乳幼児～小児が過剰に亜鉛を摂取することがないように、適切な注意喚起が行われるべきである。</p> <p>成人においても、今後、亜鉛の過剰摂取が生じないように注意が必要であり、実際の摂取量の把握及びその結果を踏まえた措置の検討も必要と考えられる。</p> <p>（平成16年5月27日府食第589号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成16年 6月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成16年 9月 2日、食品添加物の使用基準改正については、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成16年12月24日、添加物の使用基準に関する告示を公布。</p> <p>同日から適用。</p> <p><b>（施策の概要）</b></p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、以下のとおり、使用基準を改正。</p> <p>対象食品に保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品）を追加し、保健機能食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる当該亜鉛の量が15mgを超える量を含有しないよう使用しなければならないこととする。</p> <p>なお、乳幼児～小児が過剰に亜鉛を摂取することがないように、適切な注意喚起が行われるべきであるとした意見については、栄養機能食品の表示基準により、「乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。」との注意事項の表示が義務付けている。</p> <p>また、成人においても、今後、亜鉛の過剰摂取が生じないように注意が必要であり、実際の摂取量の把握及びその結果を踏まえた措置の検討も必要と考えられるとの指摘については、栄養機能食品の表示基準により、その注意喚起表示が義務付けている。</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記使用基準は、通常の食事から想定される亜鉛の摂取量（その変動幅等を考慮）を許容上限摂取量から差し引いて設定した。</li> <li>・対象品目について「使用量の上限を設けること、特定保健用食品を含む保健機能食品には摂取の目安量の表示が義務付けられていることなどから、「保健機能食品」とすることが適当である」とする薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書を踏まえた薬事・食品衛生審議会の答申に基づき、「保健機能食品」を使用対象食品として追加した。</li> </ul>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年12月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1224001号）し、指導を要請。</li> <li>・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会、消費者団体に上記について連絡。</li> </ul>
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルコン酸銅
評価品目の分類	添加物
用途	銅の栄養強化
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年12月2日付け厚生労働省発食安第1202005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	使用基準の対象食品への「栄養機能食品（通常の食品の形態をしていないカプセル、錠剤等に限る）」の追加
評価結果の概要	<p>グルコン酸銅の許容上限摂取量（UL）を銅として9mg/ヒト/日と設定する。</p> <p>なお、今回評価を行ったULは成人を対象としたものであり、乳幼児～小児が過剰に銅を摂取することがないように、適切な注意喚起が行われるべきである。</p> <p>成人においても、今後、銅の過剰摂取が生じないように注意が必要であり、実際の摂取量の把握及びその結果を踏まえた措置の検討も必要と考えられる。</p> <p>（平成16年5月27日府食第588号）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成16年 6月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成16年 9月 2日、食品添加物の使用基準改正については、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成16年12月24日、添加物の使用基準に関する告示を公布。</p> <p>同日から適用。</p> <p><b>（施策の概要）</b></p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、以下のとおり、使用基準を改正。</p> <p>対象食品に保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品）を追加し、保健機能食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる当該銅の量が5mgを超える量を含有しないよう使用しなければならないとする。</p> <p>なお、乳幼児～小児が過剰に銅を摂取することがないように、適切な注意喚起が行なわれるべきであるとした意見については、栄養機能食品の表示基準により、「乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。」との注意事項の表示が義務付けられている。</p> <p>また、成人においても、今後、銅の過剰摂取が生じないように注意が必要であり、実際の摂取量の把握及びその結果を踏まえた措置の検討も必要と考えられるとの指摘については、栄養機能食品の表示基準により、その注意喚起表示が義務付けられている。</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記使用基準は、通常の食事から想定される銅の摂取量（その変動幅等を考慮）を許容上限摂取量から差し引いて設定した。</li> <li>・対象品目について「使用量の上限を設けること、特定保健用食品を含む保健機能食品には摂取の目安量の表示が義務付けられていることなどから、「保健機能食品」とすることが適当である」とする薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書を踏まえた薬事・食品衛生審議会の答申に基づき、「保健機能食品」を使用対象食品として追加した。</li> </ul>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年12月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第1224001号）し、指導を要請。</li> <li>・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会、消費者団体に上記について連絡。</li> </ul>
その他特記事項	-

( 継続 )

【 添加物 】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソブタノール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年11月21日付け厚生労働省発食安第1121002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定(着香目的)
評価結果の概要	イソブタノールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成16年5月27日府食第590号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 6月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成16年 9月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成16年12月24日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を公布。同日から適用。  ( 施策の概要 ) 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない」とする使用基準及び成分規格を設定。  【 リスク評価結果との関係 】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成16年12月24日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第1224001号)し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会、消費者団体に上記について連絡。
その他特記事項	-

( 継続 )

【 添加物 】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-エチル-3, ( 5or6 ) -ジメチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年11月21日付け厚生労働省発食安第1121003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定 ( 着香目的 )
評価結果の概要	2-エチル-3, ( 5or6 ) -ジメチルピラジンを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 ( 平成16年5月27日府食第591号 )
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 6月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成16年12月24日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を公布。同日から適用。  ( 施策の概要 ) 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない」とする使用基準及び成分規格を設定。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成16年12月24日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知 ( 食安発第1224001号 ) し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会、消費者団体に上記について連絡。
その他特記事項	-

( 継続 )

【 添加物 】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ステアリン酸カルシウム
評価品目の分類	添加物
用途	安定剤、増粘剤、固結防止剤等
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年3月4日付け厚生労働省発食安第0304001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、成分規格を設定するにあたっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ステアリン酸カルシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを設定する必要はない。 (平成16年7月29日府食第795号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年10月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成16年11月9日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成16年12月24日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を公布、同日から適用。  ( 施策の概要 ) 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。  【 リスク評価結果との関係 】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成16年12月24日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第1224001号)し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会、消費者団体に上記について連絡。
その他特記事項	-

( 継続 )

【 添加物 】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロパノール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年11月21日付け厚生労働省発食安第1121005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、あわせて、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（着香目的）
評価結果の概要	プロパノールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 （平成16年9月9日府食第929号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年10月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 1月14日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年 2月24日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を公布。同日から適用。  <b>（施策の概要）</b> 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない」とする使用基準及び成分規格を設定。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成17年 2月24日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0224001号）し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会、消費者団体に上記について連絡。
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トルフェンピラド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成16年7月12日付け厚生労働省発食安第0712003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	レタス、もも、かぶ等への適用拡大										
評価結果の概要	トルフェンピラドの一日摂取許容量を0.0056mg/kg体重/日と設定する。 (平成16年10月7日府食第1028号)										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成16年 9月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成16年10月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 2月23日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成17年 4月27日、食品規格に関する告示を公布。 平成17年 5月27日から適用。  (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表1のとおり残留基準を設定。  【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量(推定一日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>36.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>55.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>42.4</td> </tr> </tbody> </table> 」(報告書抜粋)とされている。なお、EDI試算においては一部の農作物について作物残留試験成績のうち最大の値を用い、それ以外の食品についてはTMDI試算を行った。詳細については、平成16年9月28日開催の農薬・動物用医薬品部会の報告書に記載。		EDI / ADI (%)	国民平均	36.1	幼小児(1~6歳)	55.3	妊婦	33.0	高齢者(65歳以上)	42.4
	EDI / ADI (%)										
国民平均	36.1										
幼小児(1~6歳)	55.3										
妊婦	33.0										
高齢者(65歳以上)	42.4										
施策の実効性確保措置	・平成17年 4月27日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0427001号)し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

別表 1

## トルフェンピラド

食品名	残留基準値 (ppm)	食品名	残留基準値 (ppm)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	すいか	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	その他のうり科野菜(注1)	2
かぶ類の根	1	みかん	0.1
かぶ類の葉	25	なつみかんの果実全体	3
はくさい	0.5	レモン	3
キャベツ	0.3	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3
ブロッコリー	1	グレープフルーツ	3
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	5	ライム	3
ねぎ(リーキを含む。)	5	その他のかんきつ類果実(注2)	3
トマト	2	日本なし	2
なす	2	西洋なし	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	もも	0.2
		茶	15

注1)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ及びライム以外のものをいう。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアゾファミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成16年7月12日付け厚生労働省発食安第0712002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	ほうれんそう、こまつなへの適用拡大										
評価結果の概要	シアゾファミドの一日摂取許容量を0.17mg/kg体重/日と設定する。 (平成16年11月4日府食第1111号)										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成16年 9月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成16年12月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 2月23日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成17年 4月27日、食品規格に関する告示を公布。 平成17年 5月27日から適用。  (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表2のとおり残留基準を設定。  【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量(理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>8.8</td> </tr> </tbody> </table> 」(報告書抜粋)とされている。		TMDI / ADI (%)	国民平均	8.3	幼小児(1~6歳)	17.1	妊婦	6.3	高齢者(65歳以上)	8.8
	TMDI / ADI (%)										
国民平均	8.3										
幼小児(1~6歳)	17.1										
妊婦	6.3										
高齢者(65歳以上)	8.8										
施策の実効性確保措置	・平成17年 4月27日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0427001号)し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

別表 2

## シアソファミド

食品名	残留基準値 (ppm)	食品名	残留基準値 (ppm)
小麦	0.05	きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
ばれいしょ	0.05	かぼちや(スカッシュを含む。)	2
はくさい	0.7	しろうり	2
キャベツ	0.05	すいか	0.05
こまつな	15	メロン類果実	0.05
たまねぎ	0.05	ほうれんそう	25
トマト	2	いちご	10
ピーマン	1	ぶどう	10
なす	2	その他の果実(注2)	10
その他のなす科野菜(注1)	1		

注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし以外のものをいう。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンアミドン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成16年2月3日付け厚生労働省発食安第0203001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	ぶどう、はくさい等への適用（新規登録）										
評価結果の概要	フェンアミドンの一日摂取許容量を0.028mg/kg体重/日と設定する。 （平成16年12月15日府食第1257号）										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成17年 1月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成17年 3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 7月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成17年 9月16日、食品規格に関する告示を公布。 平成17年10月16日から適用。  （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表3のとおり残留基準を設定。  【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>推定摂取量 / ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>11.7</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		推定摂取量 / ADI (%)	国民平均	14.9	幼小児（1～6歳）	24.6	妊婦	13.1	高齢者（65歳以上）	11.7
	推定摂取量 / ADI (%)										
国民平均	14.9										
幼小児（1～6歳）	24.6										
妊婦	13.1										
高齢者（65歳以上）	11.7										
施策の実効性確保措置	・平成17年 9月16日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第6916001号）し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

別表 3

## フェンアミドン

食品名	残留基準値 (ppm)	食品名	残留基準値 (ppm)
ばれいしよ	0.02	ぶどう	3
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	牛の筋肉	0.1 *
かんしよ	0.02	羊の筋肉	0.1 *
やまいも(長いもをいう。)	0.02	山羊の筋肉	0.1 *
その他のいも類(注1)	0.02	牛の脂肪	0.1 *
はくさい	0.5	羊の脂肪	0.1 *
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	山羊の脂肪	0.1 *
たまねぎ	0.2	牛の肝臓	0.1 *
ねぎ(リーキを含む。)	1.5	羊の肝臓	0.1 *
にんにく	0.2	山羊の肝臓	0.1 *
その他のゆり科野菜(注2)	1.5	牛の腎臓	0.1 *
トマト	1	羊の腎臓	0.1 *
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	山羊の腎臓	0.1 *
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.15	牛の食用に供される部分(筋肉,脂肪,肝臓及び腎臓を除く。以下単に「食用部分」という。)	0.1 *
しろりり	0.15	羊の食用部分	0.1 *
すいか	0.15	山羊の食用部分	0.1 *
メロン類果実	0.15	乳	0.02 *
まくわうり	0.15	トマトピューレー	2.0
その他のうり科野菜(注3)	0.15	トマトペースト	2.2
しょうが	0.02		
その他の野菜(注4)	0.02		

注1) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注2) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、アスパラガス及びわけぎ以外のものをいう。

注3) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注4) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ及びきのご類以外のものをいう。

\* 農産物及びその加工食品の残留基準値(印なし)は、フェンアミドン((S)-1-アニリノ-4-メチル-2-メチルチオ-4-フェニルイミダゾリン-5-オン)のみとする。

畜産物の残留基準値(\*)は、フェンアミドン((S)-1-アニリノ-4-メチル-2-メチルチオ-4-フェニルイミダゾリン-5-オン)及び5-メチル-5-フェニルイミダゾリジン-2,4-ジオンの総和をフェンアミドンとして示す。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピフェナゼート										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺ダニ剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成16年10月5日付け厚生労働省発食安第1005001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	いちご、いちじくへの適用拡大										
評価結果の概要	ピフェナゼートの一日摂取許容量を0.01mg/kg体重/日と設定する。 (平成17年1月6日府食第9号)										
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>											
施策の検討経過	平成16年12月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成17年 3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 7月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成17年 9月16日、食品規格に関する告示を公布。 平成17年10月16日から適用。  (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表4のとおり残留基準を設定。  【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI）又は推定一日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>推定摂取量 / ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>36.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>76.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>44.0</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		推定摂取量 / ADI (%)	国民平均	36.0	幼小児（1～6歳）	76.1	妊婦	26.3	高齢者（65歳以上）	44.0
	推定摂取量 / ADI (%)										
国民平均	36.0										
幼小児（1～6歳）	76.1										
妊婦	26.3										
高齢者（65歳以上）	44.0										
施策の実効性確保措置	・平成17年 9月16日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0916001号）し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

別表 4

## ピフェナゼート

食品名	残留基準値 (ppm)	食品名	残留基準値 (ppm)
トマト	2	綿実	0.75
ピーマン	2	くり	0.2
なす	2	ペカン	0.2
その他のなす科野菜(注1)	2	アーモンド	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	くるみ	0.2
かぼちや(スカッシュを含む。)	2	その他のナッツ類(注5)	0.2
しろうり	0.75	茶	2
すいか	0.2	ホップ	15
メロン類果実	0.2	牛の筋肉	0.02 *
まくわうり	0.75	豚の筋肉	0.02 *
その他のうり科野菜(注2)	2	羊の筋肉	0.02 *
オクラ	2	馬の筋肉	0.02 *
スペアミント	25	山羊の筋肉	0.02 *
ペパーミント	25	牛の脂肪	0.1
みかん	0.2	豚の脂肪	0.1
なつみかんの果実全体	0.7	羊の脂肪	0.1
レモン	0.7	馬の脂肪	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	山羊の脂肪	0.1
グレープフルーツ	0.7	牛の肝臓	0.02 *
ライム	0.7	豚の肝臓	0.02 *
その他のかんきつ類果実(注3)	0.7	羊の肝臓	0.02 *
りんご	2	馬の肝臓	0.02 *
日本なし	2	山羊の肝臓	0.02 *
西洋なし	2	牛の腎臓	0.02 *
マルメロ	2	豚の腎臓	0.02 *
びわ	0.75	羊の腎臓	0.02 *
もも	0.2	馬の腎臓	0.02 *
ネクタリン	2	山羊の腎臓	0.02 *
すもも(プルーンを含む。)	1	牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、 肝臓及び腎臓を除く。以下単に「食用部分」という。)	0.02 *
おうとう(チェリーを含む。)	2	豚の食用部分	0.02 *
いちご	5	羊の食用部分	0.02 *
ぶどう	3	馬の食用部分	0.02 *
かき	2	山羊の食用部分	0.02 *
バナナ	2	乳	0.02 *
パパイヤ	2	干しぶどう	1.2
マンゴー	2		
その他の果実(注4)	2		

注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ及びライム以外のものをいう。

注4) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし以外のものをいう。

注5) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

\* 農産物及び畜産物(脂肪)の残留基準値(印なし)は、ピフェナゼート(イソプロピル=(4-メトキシピフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート)及びイソプロピル=(4-メトキシピフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマートの総和をピフェナゼートとして示す。

畜産物(脂肪を除く。)の残留基準値(\*)は、ピフェナゼート(イソプロピル=(4-メトキシピフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート)、イソプロピル=(4-メトキシピフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマート、4-ヒドロキシピフェニル及び4-スルファトピフェニルの総和をピフェナゼートとして示す。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロチアニジン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月5日付け厚生労働省発食安第1005002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たったの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	大豆、キャベツ、ピーマン等への適用拡大
評価結果の概要	クロチアニジンの一日摂取許容量を0.097mg/kg体重/日と設定する。 (平成17年1月27日府食第90号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成17年 3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成17年 6月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 9月 5日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (別表5のとおり食品規格(農産物等に係る農薬の残留基準)を設定することが適当)
施策の概要等	平成17年10月、食品規格に関する告示を公布予定。  (施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

別表 5

## クロチアニジン

食品名	残留基準値 (ppm)	食品名	残留基準値 (ppm)
米(玄米をいう。)	0.5	レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3
小麦	0.02	その他のきく科野菜(注5)	2
大麦	0.02	たまねぎ	0.02
ライ麦	0.02	ねぎ(リーキを含む。)	0.7
とうもろこし	0.01	にんにく	0.02
そば	0.02	アスパラガス	0.02
その他の穀類(注1)	0.02	わけぎ	2
大豆	0.1	その他のゆり科野菜(注6)	2
小豆類(いんげん ささげ サルタニ豆 サルタビ	0.3	にんじん	0.02
ア豆 バター豆 ベギア豆 ホワイト豆 ライマ豆		パースニップ	0.02
レンズを含む。)		パセリ	2
えんどう	0.02	セロリ	5
そら豆	0.02	みつば	0.02
らつかせい	0.02	その他せり科野菜(注7)	2
その他の豆類(注1)	0.02	トマト	2
ばれいしよ	0.25	ピーマン	3
さといも類(やつがしらも含む。)	0.05	なす	1
かんしよ	0.1	その他のなす科野菜(注8)	1
やまいも(長いもをいう。)	0.02	きゅうり(ガーキンを含む。)	2
こんにやくいも	0.02	かぼちや(スカッシュを含む。)	0.4
その他のいも類(注3)	0.02	しろうり	0.02
てんさい	0.1	すいか	0.2
さとうきび	0.02	メロン類果実	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	まくわうり	0.02
の根		その他のうり科野菜(注9)	2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	5	ほうれんそう	0.02
の葉		オクラ	1
かぶ類の根	0.02	しょうが	0.02
かぶ類の葉	0.02	未成熟えんどう	0.02
西洋わさび	0.02	未成熟いんげん	0.5
クレソン	0.02	えだまめ	0.2
はくさい	0.1	マッシュルーム	0.02
キャベツ	0.7	しいたけ	0.02
芽キャベツ	0.02	その他のきのこ類(注10)	0.02
ケール	0.02	スペアミント	0.3
こまつな	0.5	ペパーミント	0.3
きょうな	5	その他の野菜(スペアミント及びペパ	2
カリフラワー	0.02	ーミントを除く。)(注11)	
ブロッコリー	0.3	みかん	1
その他のあぶらな科野菜(注4)	5	なつみかんの果実全体	2
ごぼう	0.02	レモン	2
サルシフィー	0.02	オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
アーティチョーク	2	グレープフルーツ	2
チコリ	2	ライム	2
エンダイブ	2	その他のかんきつ類果実(注12)	2
しゅんぎく	0.02	りんご	1

食品名	残留基準値 (ppm)	食品名	残留基準値 (ppm)
日本なし	1	カカオ豆	0.02
西洋なし	1	ポップ	0.02
マルメロ	1	牛の筋肉	0.02
びわ	1	豚の筋肉	0.02
もも	0.7	羊の筋肉	0.02
ネクタリン	0.2	馬の筋肉	0.02
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	山羊の筋肉	0.02
すもも(プルーンを含む。)	5	牛の脂肪	0.02
うめ	3	豚の脂肪	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	5	羊の脂肪	0.02
いちご	0.05	馬の脂肪	0.02
ラズベリー	0.02	山羊の脂肪	0.02
ブラックベリー	0.02	牛の肝臓	0.02
ブルーベリー	0.1	豚の肝臓	0.02
クランベリー	0.02	羊の肝臓	0.02
ハックルベリー	0.1	馬の肝臓	0.02
その他のベリー類果実(注13)	0.1	山羊の肝臓	0.02
ぶどう	5	牛の腎臓	0.02
かき	0.5	豚の腎臓	0.02
バナナ	1	羊の腎臓	0.02
キウイ	0.02	馬の腎臓	0.02
パパイヤ	1	山羊の腎臓	0.02
アボガド	0.02	牛の食用に供される部分(筋肉,脂肪,肝臓及び腎臓を除く。以下単に「食用部分」という。)	0.02
パイナップル	0.02	豚の食用部分	0.02
グアバ	1	羊の食用部分	0.02
マンゴー	1	馬の食用部分	0.02
パッションフルーツ	1	山羊の食用部分	0.02
なつめやし	0.02	乳	0.01
その他の果実(注14)	4	鶏の筋肉	0.02
ひまわりの種子	0.02	その他の家きんの筋肉(注17)	0.02
ごまの種子	0.02	鶏の脂肪	0.02
べにばなの種子	0.02	その他の家きんの脂肪	0.02
綿実	0.02	鶏の肝臓	0.02
なたね	0.01	その他の家きんの肝臓	0.02
その他のオイルシード(注15)	0.02	鶏の腎臓	0.02
ぎんなん	0.02	その他の家きんの腎臓	0.02
くり	0.02	鶏の食用部分	0.02
ペカン	0.02	その他の家きんの食用部分	0.02
アーモンド	0.02	鶏の卵	0.02
くるみ	0.02	その他の家きんの卵	0.02
その他のナッツ類(注16)	0.02		
茶	50		
コーヒー豆	0.04		

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、小麦粉、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆及びらつかせい以外のものをいう。

注3)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

- 注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、カリフラワー及びブロッコリー以外のものをいう。
- 注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく及びレタス以外のものをいう。
- 注6) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、アスパラガス及びわけぎ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ及びみつば以外のものをいう。
- 注8) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注9) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注10) 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- 注11) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ及びきのこ類以外のものをいう。
- 注12) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ及びライム以外のものをいう。
- 注13) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
- 注14) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし以外のものをいう。
- 注15) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実及びなたね以外のものをいう。
- 注16) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注17) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロヒドロジャスモン																
評価品目の分類	農薬																
用途	植物成長調整剤																
評価要請機関	厚生労働省																
評価要請日等	平成16年8月20日付け厚生労働省発食安第0820001号																
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号																
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価																
評価目的の具体的内容	ぶどうへの適用拡大																
評価結果の概要	プロヒドロジャスモンの一日摂取許容量を0.14mg/kg体重/日と設定する。 (平成17年2月17日府食第162号)																
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>																	
施策の検討経過	平成17年 1月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成17年 3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 7月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申																
施策の概要等	平成17年 9月16日、食品規格に関する告示を公布。 平成17年10月16日から適用。  (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、以下のとおり残留基準を設定。 <table border="1" data-bbox="730 1126 1189 1267"> <thead> <tr> <th>食品名</th> <th>残留基準値 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>りんご</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>ぶどう</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="695 1491 1225 1686"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。	食品名	残留基準値 (ppm)	りんご	0.05	ぶどう	0.05		TMDI / ADI (%)	国民平均	0.0	幼小児（1～6歳）	0.1	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.0
食品名	残留基準値 (ppm)																
りんご	0.05																
ぶどう	0.05																
	TMDI / ADI (%)																
国民平均	0.0																
幼小児（1～6歳）	0.1																
妊婦	0.0																
高齢者（65歳以上）	0.0																
施策の実効性確保措置	・平成17年 9月16日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0916001号）し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会に上記について連絡。																
その他特記事項	-																

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ラクトパミン																																
評価品目の分類	動物用医薬品																																
用途	牛及び豚の増体重、飼料効率の改善及び赤身肉割合の増加を効能として飼料に添加																																
評価要請機関	厚生労働省																																
評価要請日等	平成16年4月16日付け厚生労働省発食安第0416006号																																
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号																																
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価																																
評価目的の具体的内容	-																																
評価結果の概要	塩酸ラクトパミンの一日摂取許容量を0.001mg/kg体重/日と設定する。 (平成16年11月4日府食第1116号)																																
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>																																	
施策の検討経過	平成16年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成16年12月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 6月17日、薬事・食品衛生審議会会長から厚生労働大臣に答申																																
施策の概要等	平成17年 7月20日、食品規格に関する告示を公布。 平成17年 8月20日から適用。  (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準を改正し、以下のとおり、残留基準を設定。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>食品名</th> <th>基準値 (ppm)</th> <th>食品名</th> <th>基準値 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛の筋肉</td> <td>0.01</td> <td>豚の筋肉</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>牛の脂肪</td> <td>0.01</td> <td>豚の脂肪</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>牛の肝臓</td> <td>0.04</td> <td>豚の肝臓</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>牛の腎臓</td> <td>0.09</td> <td>豚の腎臓</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>牛の食用部分(注)</td> <td>0.04</td> <td>豚の食用部分(注)</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 食用に供される部分であって、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分</p> <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する動物用医薬品の量(理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%) (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.6</td> </tr> <tr> <td>小児(1~6歳)</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) グルクロン酸抱合体が消化管内でラクトパミンに代謝される可能性を考慮した場合</p>	食品名	基準値 (ppm)	食品名	基準値 (ppm)	牛の筋肉	0.01	豚の筋肉	0.01	牛の脂肪	0.01	豚の脂肪	0.01	牛の肝臓	0.04	豚の肝臓	0.04	牛の腎臓	0.09	豚の腎臓	0.09	牛の食用部分(注)	0.04	豚の食用部分(注)	0.04		TMDI/ADI(%) (注)	国民平均	7.6	小児(1~6歳)	14.4	妊婦	8.0
食品名	基準値 (ppm)	食品名	基準値 (ppm)																														
牛の筋肉	0.01	豚の筋肉	0.01																														
牛の脂肪	0.01	豚の脂肪	0.01																														
牛の肝臓	0.04	豚の肝臓	0.04																														
牛の腎臓	0.09	豚の腎臓	0.09																														
牛の食用部分(注)	0.04	豚の食用部分(注)	0.04																														
	TMDI/ADI(%) (注)																																
国民平均	7.6																																
小児(1~6歳)	14.4																																
妊婦	8.0																																
施策の実効性確保措置	・平成17年 7月20日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知(食安発第072002号)し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局及び農林水産省、日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産品残留安全協議会に上記について連絡。																																
その他特記事項	-																																

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症・豚丹毒混合（アジュバント加）不活化ワクチン（リニシールドTX4、リニシールドTX4（ゲン））
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	妊娠豚の豚丹毒予防、並びにその産子の萎縮性鼻炎、パストツレラ性肺炎及び豚丹毒の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月1日付け厚生労働省発食安第1001008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症・豚丹毒混合（アジュバント加）不活化ワクチン（リニシールドTX4、リニシールドTX4（ゲン））が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成16年12月2日府食第1213号の2）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成16年12月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
施策の概要等	<p><b>（施策の概要）</b> 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年12月 2日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答、併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。</li> <li>・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。</li> </ul>
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚ポルデテラ感染症・豚パストツレラ症・豚丹毒混合（アジュバント加）不活化ワクチン（リニシールドTX4、リニシールドTX4（ゲン））
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	妊娠豚の豚丹毒予防、並びにその産子の萎縮性鼻炎、パストツレラ性肺炎及び豚丹毒の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月1日付け16消安第5280号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	豚ポルデテラ感染症・豚パストツレラ症・豚丹毒混合（アジュバント加）不活化ワクチン（リニシールドTX4、リニシールドTX4（ゲン））が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。（平成16年12月2日府食第1213号の1）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 1月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議。 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議。 平成16年 9月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告。 平成16年10月20日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申。
施策の概要等	平成16年12月13日、薬事法第14条第1項に基づき、承認。  ( 施策の概要 ) ・動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 ・用法、用量等について、「妊娠豚の豚丹毒の予防、並びにその産子の萎縮性鼻炎、パストツレラ性肺炎及び豚丹毒の予防をするために、妊娠豚に分娩予定の7～5週間前とその3週間後に各5mLを筋肉内に注射すること。」としている。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	薬事法第49条第1項に基づく要指示医薬品( 獣医師から処方箋の公布又は指示がなければ販売してはならない。 ) に指定。
その他特記事項	薬事法に基づき、新医薬品に指定し、6年後に再審査。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ぶりピブリオ病不活化ワクチン（ノルバックス ピブリオ mono）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ぶりピブリオ病の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月1日付け厚生労働省発食安第1001010号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ぶりピブリオ病不活化ワクチン（ノルバックス ピブリオ mono）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成16年12月2日府食第1211号の2）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成16年12月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成16年12月2日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答、併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ぶりピブリオ病不活化ワクチン（ノルバックス ピブリオ mono）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ぶりピブリオ病の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月1日付け16消安第5280号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ぶりピブリオ病不活化ワクチン（ノルバックス ピブリオ mono）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成16年12月2日府食第1211号の1）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 7月 6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会水産用医薬品調査会において審議。 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議。 平成16年 9月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告。 平成16年10月20日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申。
施策の概要等	平成17年 1月18日、薬事法第14条第1項の規定に基づき、承認。  （施策の概要） ・動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 ・用法及び用量等について、「ワクチン1本と海水4.5Lを混合したものを使用ワクチン液とし、平均体重1.0～3.4gのブリを通気しながら30秒間浸漬する。なお、使用ワクチン液5L当たり、1回に処理する総体重は1.85kgまでとし、同じ使用ワクチン液を3回まで使用できる。」としている。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・パンフレット（「水産用医薬品の使用について」）を関係者に配布。 ・指導機関（家畜保健衛生所、水産試験場等）による指導。 ・都道府県担当者に通知を発出し周知。
その他特記事項	薬事法に基づき、新医薬品に指定し、6年後に再審査。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ひらめ 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン(Mバックイニエ)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ひらめの 溶血性レンサ球菌の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月1日付け厚生労働省発食安第1001009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ひらめ 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン(Mバックイニエ)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成16年12月2日府食第1212号の2)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成16年12月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格(残留基準)を設定しない。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成16年12月 2日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答、併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 ・食品規格(残留基準)を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ひらめ 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン（Mバックイニエ）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ひらめの 溶血性レンサ球菌の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月1日付け16消安第5280号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ひらめ 溶血性レンサ球菌症不活化ワクチン（Mバックイニエ）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成16年12月2日府食第1212号の1）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 7月 6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会水産用医薬品調査会において審議。 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議。 平成16年 9月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告。 平成16年10月20日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申。
施策の概要等	平成16年12月15日、薬事法第14条第1項に基づき、承認。  （施策の概要） ・動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 ・用法及び用量について、「ひらめ（体重約30～300g）の腹腔内（有眼側胸鰭基部から胸鰭中央部にかけての下方）に連続注射器を用い、0.1mLを注射する。」としている。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・パンフレット（「水産用医薬品の使用について」）を関係者に配布。 ・指導機関（家畜保健衛生所、水産試験場等）による指導。 ・都道府県担当者に通知を発出し周知。
その他特記事項	薬事法に基づき、新医薬品に指定し、6年後に再審査。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノビリスIA inac、AI（H5N2亜型）不活化ワクチン（NBI）、レイヤーミュン AIV）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鳥インフルエンザの発症予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月1日付け厚生労働省発食安第1001007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノビリスIA inac、AI（H5N2亜型）不活化ワクチン（NBI）、レイヤーミュン AIV）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>ただし、国家備蓄ワクチンの評価においても指摘された次の点については引き続き留意すべきであろう。ワクチンの接種は、感染そのものを防ぐことはできないほか、ワクチンによって鳥インフルエンザに抵抗力を獲得した鶏は、臨床症状を示さずウイルスを保有する可能性があることから、早期摘発が困難になるという家畜防疫上及び公衆衛生上問題がある。したがって、鳥インフルエンザの防疫措置は早期の摘発及びとう汰を行うことが基本であり、ワクチンの使用は、早期摘発及びとう汰により根絶を図ることが困難となった場合に限定するとともに、その場合にも、国の家畜衛生当局の指導の下に、モニタリングの実施など十分な管理措置を講じた上で行うべきである。</p> <p>（平成16年12月9日府食第1233号の2）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成16年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成16年12月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年12月9日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答、併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。</li> <li>・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。</li> </ul>
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノビリスIA inac、AI（H5N2亜型）不活化ワクチン（NBI）、レイヤーミュン AIV）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鳥インフルエンザの発症予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月1日付け16消安第5280号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノビリスIA inac、AI（H5N2亜型）不活化ワクチン（NBI）、レイヤーミュン AIV）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>ただし、国家備蓄ワクチンの評価においても指摘された次の点については引き続き留意すべきであろう。ワクチンの接種は、感染そのものを防ぐことはできないほか、ワクチンによって鳥インフルエンザに抵抗力を獲得した鶏は、臨床症状を示さずウイルスを保有する可能性があることから、早期摘発が困難になるという家畜防疫上及び公衆衛生上問題がある。したがって、鳥インフルエンザの防疫措置は早期の摘発及びとう汰を行うことが基本であり、ワクチンの使用は、早期摘発及びとう汰により根絶を図ることが困難となった場合に限定するとともに、その場合にも、国の家畜衛生当局の指導の下に、モニタリングの実施など十分な管理措置を講じた上で行うべきである。</p> <p>（平成16年12月9日府食第1233号の1）</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成16年10月14日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議。</p> <p>平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会動物用医薬品等部会において審議。</p> <p>平成16年11月18日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申。</p> <p>平成16年12月24日、薬事・食品衛生審議会分科会に報告。</p>
施策の概要等	<p>平成16年12月13日、薬事法第14条第1項に基づき、承認。</p> <p><b>（施策の概要）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物用医薬品として農林水産大臣が承認。</li> <li>鳥インフルエンザの発症予防をするための用法、用量および出荷制限期間について、ノビリスIA inac「8日齢以上の鶏の頸部中央皮下に1羽当たり0.5mLを注射する。採卵鶏及び種鶏では、その後6～10週目に0.5mLを頸部中央皮下に追加注射する。」、「本剤は食鳥処理場出荷前36週間は注射しないこと。」</li> <li>AI（H5N2亜型）不活化ワクチン（NBI）「10日齢以上の鶏に、1羽当たり0.5mLを頸部中央又はそれより下部の皮下に5～10週の間隔で2回注射する。」、「本剤は食鳥処理場出荷前36週間は注射しないこと。」</li> <li>レイヤーミュン AIV「3週齢以上の種鶏及び採卵鶏に1羽当たり0.5mLずつ4週間隔で2回頸部皮下に注射する。」、「本剤は食鳥処理場出荷前210日間は注射しないこと。」</li> </ul> <p>としている。</p> <p>なお、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年11月18日農林水産大臣公表）において、鳥インフルエンザの防疫措置は早期の摘発及びとう汰を行うことが基本であり、ワクチンの使用は、早期摘発及びとう汰により根絶を図ることが困難となった場合に限定するとともに、その場合にも、国の家畜衛生当局の指導の下に、モニタリングの実施など十分な管理措置を講じた上で行うこととしている。</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬事法第49条第1項に基づく要指示医薬品（獣医師から処方箋の公布又は指示がなければ販売してはならない。）に指定。</li> <li>薬事法第52条の規定に基づく添付文書に出荷制限期間を記載。</li> </ul>
その他特記事項	薬事法に基づき、新医薬品に指定し、6年後に再審査。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤（パイセス）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	孵化を目的としたさけ・ます、あゆ等のニシン目魚類の魚卵の消毒
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年9月3日付け厚生労働省発食安第0903001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤（パイセス）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成16年12月9日府食第1232号の2)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年11月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成16年12月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成16年12月9日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答、併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤（パイセス）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	孵化を目的としたさけ・ます、あゆ等のニシン目魚類の魚卵の消毒
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年9月3日付け16消安第4650号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤（パイセス）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成16年12月9日府食第1232号の1)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 7月 6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会水産用医薬品調査会において審議。 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議。 平成16年 9月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告。 平成16年10月20日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申。
施策の概要等	平成17年 2月14日、薬事法第14条第1項に基づき、承認。  <b>（施策の概要）</b> ・動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 ・用法及び用量等について、「受精後24時間から発眼卵として検卵するまで飼育水1L当たり本剤0.1mLを均一に混ぜ（プロノポールとして50mg/L）、1日1回30分間薬浴する。ただし、流水下（滴下式）で使用する場合には、以下の計算式によって投薬時間及び本剤必要量を算出する。 投薬時間（分）＝飼育水槽容量（L）／流量（L／分）＋30 本剤必要量（mL）＝[{流量（L／分）×投薬時間（分）}＋滴下用水槽及び配管用量（L）]／10」としている。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・パンフレット（「水産用医薬品の使用について」）を関係者に配布。 ・指導機関（家畜保健衛生所、水産試験場等）による指導。 ・都道府県担当者に通知を發出し周知。
その他特記事項	薬事法に基づき、新医薬品に指定し、6年後に再審査。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン（ND・IB生ワクチン「NP」）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年9月3日付け16消安第4650号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成17年1月6日府食第14号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成15年10月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成16年 3月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成17年 2月10日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。  （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン（“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎及び鶏伝染性コリーザの予防及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症による産卵率低下の軽減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年9月3日付け16消安第4650号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成17年1月6日府食第14号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 1月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成16年 3月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成17年 1月28日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。  （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバックAR4）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ボルデテラ・ブロンキセプチカ及び毒素産生パストツレラ・ムルトシダの混合感染症、又はそのいずれかの菌の感染による豚の萎縮性鼻炎の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 (平成17年1月6日府食第14号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成17年 2月 4日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。  (施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パストツレラ・ムルトシダ（アジュバント加）トキシイド（豚パストツレラトキシイド“化血研”）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	毒素産生パストツレラ・ムルトシダの感染によって起こる豚の萎縮性鼻炎の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 (平成17年1月6日府食第14号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成17年 2月28日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。  ( 施策の概要 ) 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ・テネラ・マキシマ）混合生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン（TAM））
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	アイメリアテネラ、アイメリアアセルブリナ、アイメリアマキシマによる鶏コクシジウム症の発症抑制
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 (平成17年1月6日府食第14号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成17年 2月10日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。  (施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	前葉性卵胞刺激ホルモン（FSH）を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR・10）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	過剰排卵誘起
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 (平成17年1月6日府食第14号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成17年 2月10日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。  ( 施策の概要 ) 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ウラジログシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤（ウロストン2品目）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	リン酸塩尿路結石の溶解排泄促進
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 (平成17年1月6日府食第14号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成17年 1月28日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。  ( 施策の概要 ) 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用腔内挿入剤（イージブリード）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	発情周期の同調、卵巣静止、鈍性発情
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 (平成17年1月6日府食第14号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成17年 2月 4日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。  ( 施策の概要 ) 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン（日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢 - 粘膜病、牛パラインフルエンザ及び牛アデノウイルス感染症（7型）の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年12月3日付け16消安第6970号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成17年2月10日府食第146号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 6月23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品評価調査会において審議。 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成17年 3月 9日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。  （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン（日生研BEF・IK混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研”牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛流行熱及びイバラキ病の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年12月3日付け16消安第6970号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成17年2月10日府食第146号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 6月23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成17年 3月 9日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。  （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏伝染性気管支炎生ワクチン（IB TM生ワクチン“化血研”）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏伝染性気管支炎の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年12月3日付け16消安第6970号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 （平成17年2月10日府食第146号）
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 6月23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成17年 3月 9日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。  （施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピルリマイシン																						
評価品目の分類	動物用医薬品																						
用途	泌乳期の牛乳房炎の治療																						
評価要請機関	厚生労働省																						
評価要請日等	平成16年12月3日付け厚生労働省発食安第1203002号																						
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号																						
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価																						
評価目的の具体的内容	-																						
評価結果の概要	ピルリマイシンの一日摂取許容量を0.008mg/kg体重/日と設定する。 (平成17年3月10日府食第257号)																						
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>																							
施策の検討経過	平成17年 3月 2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成17年 3月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 8月15日、薬事・食品衛生審議会会長から厚生労働大臣に答申																						
施策の概要等	平成17年 9月16日、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品規格に関する告示を公布。 平成17年10月16日から適用。  (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準を改正し、以下のとおり、残留基準を設定。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>食品名</th> <th>基準値 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛の筋肉</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>牛の脂肪</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>牛の肝臓</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>牛の腎臓</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>牛の食用部分(注)</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>乳</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> (注) 食用に供される部分であって、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、国民栄養調査結果に基づき試算される、一日当たり摂取する動物用医薬品の量(理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>小児(1~6歳)</td> <td>47.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.9</td> </tr> </tbody> </table>	食品名	基準値 (ppm)	牛の筋肉	0.1	牛の脂肪	0.1	牛の肝臓	1	牛の腎臓	0.4	牛の食用部分(注)	0.4	乳	0.3		TMDI/ADI (%)	国民平均	10.6	小児(1~6歳)	47.6	妊婦	12.9
食品名	基準値 (ppm)																						
牛の筋肉	0.1																						
牛の脂肪	0.1																						
牛の肝臓	1																						
牛の腎臓	0.4																						
牛の食用部分(注)	0.4																						
乳	0.3																						
	TMDI/ADI (%)																						
国民平均	10.6																						
小児(1~6歳)	47.6																						
妊婦	12.9																						
施策の実効性確保措置	・平成17年 9月16日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知(食安発第0916001号、第0916005号)し、指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局及び農林水産省、日本食品衛生協会、日本乳業協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産品残留安全協議会に上記について連絡。																						
その他特記事項	-																						

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正
評価品目の分類	器具・容器包装
用途	器具、容器包装、洗浄剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年1月31日付け厚生労働省発食安第0131004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）に規定されている器具及び容器包装及び洗浄剤に係る規格基準に記載されている一般試験法等の改正について、ヒトの健康に影響を及ぼす可能性を評価するもの。
評価結果の概要	本件に係る規格基準の改正を行うことについては、ヒトの健康に影響を及ぼす可能性はないと判断した。 (平成17年2月3日府食第114号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成17年 3月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において審議 平成17年 9月 8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成17年 9月15日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (食品衛生法第18条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、器具及び容器包装に係る規格基準、並びに同法第62条で準用される同法第11条に基づき洗浄剤に係る規格基準に記載されている一般試験法等を改正することが適当)
施策の概要等	( 施策の概要 )  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	日本における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策について - 中間とりまとめ -
評価品目の分類	プリオン
用途	-
評価要請機関	食品安全委員会自らの判断で行った食品健康影響評価
評価要請日等	-
評価要請の根拠規定	-
評価目的	牛から人へのＢＳＥプリオンの感染リスクの低減効果を検討する目的で、我が国におけるＢＳＥ対策（管理措置）を検証し、今後の対策に活かすための食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>今後、我が国において、さらにＢＳＥ感染牛が確認される可能性があると推定されるが、これらのＢＳＥ感染牛が食物連鎖に入り込んだ結果として、人への感染を起こすリスクは、現在のＳＲＭ除去及びＢＳＥ検査によって、効率的に排除されているものと推測される。</p> <p>検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象としたＳＲＭ除去措置を変更しなければ、それによりｖＣＪＤのリスクが増加することはないと考えられる。しかしながら、検出限界程度の異常プリオンたん白質を延髄門部に蓄積するＢＳＥ感染牛が、潜伏期間のどの時期から発見することが可能となり、それが何ヶ月齢の牛に相当するのか、現在のところ断片的な事実しか得られていない。ただし、我が国における約350万頭に及び検査において発見されたＢＳＥ感染牛9頭のうち、21、23ヶ月齢の2頭のＢＳＥ感染牛が確認された事実を勘案すると、21ヶ月齢以上の牛については、現在の検査法によりＢＳＥプリオンの存在が確認される可能性がある。</p> <p>一方、21、23ヶ月齢で発見された2頭のＢＳＥ感染牛における延髄門部に含まれる異常プリオンたん白質の量が、ＷＢ法で調べた結果では他の感染牛と比較して500分の1から1,000分の1と微量であったこと、また、我が国における約350万頭に及び検査により20ヶ月齢以下のＢＳＥ感染牛を確認することができなかったことは、今後の我が国のＢＳＥ対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実である。</p> <p>検査法については、今後とも改良が行われるべきものと考えられ、検出限界の改善や、牛の生体から採取した組織、血液等を用いた生前検査法の開発等も含め、研究が進められるべきであり、その中で20ヶ月齢以下の牛に由来するリスクの定量的な評価について、今後さらに検討を進める必要がある。</p> <p>現在の知見では、ＳＲＭにＢＳＥ発症牛の体内の異常プリオンたん白質の99%以上が集中しているとされていることから、ＳＲＭの除去は人のＢＳＥ感染リスクを低減するために非常に有効な手段である。また、交差汚染防止については、感染した牛の脳0.001～1gという極微量で牛の感染源になりうるとの報告もあることから、と畜場等における適切など畜・解体の実施を通じて交差汚染を防止することは人のＢＳＥ感染のリスクを低減する上で重要である。このため、引き続き適正なＳＲＭ除去、交差汚染防止の指導を行なうとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築するべきである。</p> <p>ＢＳＥ発生対策として現在行われている飼料規制により、ＢＳＥ発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢のＢＳＥ牛が確認されていることも踏まえ、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。また、トレーサビリティの担保及び検証を行うとともに、リスク牛検査について引き続き実施する必要がある。</p> <p>ＢＳＥ問題は、食品の安全・安心に関する問題の中で、最も国民の関心が高く、社会的影響の大きい問題のひとつである。一方、ＢＳＥは科学的に解明されていない部分も多い疾病であることも事実である。このような多面性、不確実性の多いＢＳＥ問題に対しては、リスク管理機関は、国民の健康保護が最も重要との認識のもと、国民とのリスクコミュニケーションを十分に行った上で、ＢＳＥ対策の決定を行うことが望まれる。</p> <p>また、厚生労働省及び農林水産省においては、ＢＳＥに関して科学的に解明されていない部分について解明するため、今後より一層の調査研究を推進するべきであり、そうして得られた新たなデータや知見をもとに適宜、定量的なリスク評価を実施していく必</p>

	<p>要があろう。  (平成16年9月9日府食第928号)</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
<b>施策の検討経過</b>	<p>平成16年 9月21日～10月 5日、  意見交換会開催(7回)(食品安全委員会単独主催分を含まない)</p>
<b>施策の概要等</b>	<p>平成16年10月15日、我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策について、食品安全委員会に諮問  (厚生労働省発食安第1015001号、16消安第5140号)</p> <p><b>(施策の概要)</b>  我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策について、以下の事項に係る見直しを行うことについて、食品安全委員会に諮問した。  (1)と畜場におけるBSE検査について、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第1項の規定に基づく検査対象となる牛の月齢の改正及び検査技術に係る研究開発の推進  (2)特定危険部位(SRM)の除去・交差汚染防止の徹底  (3)飼料規制の実効性確保の強化  (4)BSEに関する調査研究の一層の推進</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b>  特記事項なし</p>
<b>施策の実効性確保措置</b>	-
<b>その他特記事項</b>	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚由来たん白質等の飼料利用
評価品目の分類	プリオン
用途	豚及び家きん用等の飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成 15 年 11 月 11 日付け 15 消安第 3367 号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 5 号
評価目的	飼料の基準・規格の改正に当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	
評価結果の概要	<p>現在の知見では、豚及び家きんが自然状態において BSE に感染し、BSE を伝達するという科学的根拠はない。従って、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できると考える。</p> <p>豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんの飼料に利用することに当たっては、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべきである。また、交差汚染を科学的にチェックするために、十分な感度・精度を有する技術の開発により一層努力し、今後、安全性を検証する仕組みを構築するべきである。</p> <p>馬については、現時点において、BSE の感受性に関する科学的知見がなく、馬に由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚、馬及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については評価することはできない</p> <p>農林水産省が行う管理方法が定まった際は、食品安全委員会に報告する。 (平成16年6月24日府食第696号)</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成16年 9月10日、農業資材審議会飼料分科会から農林水産大臣に答申。 (原料混合肉骨粉の原料として魚由来たん白質を原料として使用する (豚鶏用飼料原料として、豚、家きん及び魚介類由来たん白質を使用)件については、12月24日に審議を実施し、継続審議となった。)</p>
施策の概要等	<p>平成17年 2月28日、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を公布 平成17年 4月 1日、施行</p> <p><b>( 施策の概要 )</b> 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に以下の事項を規定するための改正を実施。</p> <p>大臣確認を受けた豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉は、豚鶏用飼料に含むことを認める。</p> <p>大臣確認を受けた家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉は、鶏豚用飼料に含むことを認める。</p> <p>大臣確認を受けた豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉は、鶏豚用飼料に含むことを認める。</p> <p>これらに関連する、豚由来たん白質等の製造方法、使用方法、保存方法、表示の基準について定める。</p> <p>なお、「豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんの飼料に利用することに当たっては、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべき」との指摘があったことから、当該原料の利用を希望する施設に対しては、施設におけるリスク管理の基準適合性についての大臣確認制度を導入</p>

	<p>している。</p> <p>また、「交差汚染を科学的にチェックするために、十分な感度・精度を有する技術の開発により一層努力し、今後、安全性を検証する仕組みを構築すべき」との指摘があったことから、独立行政法人肥飼料検査所と研究開発機関及び民間企業との連携による動物性たん白質検査技術の開発・実用化に努め、リスク管理の高度化を図ることとしている。</p> <p>馬に由来する肉骨粉等については、引き続き利用しないこととしている。</p> <p><b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし</p>
<p><b>施策の実効性確保措置</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令の改正について、都道府県、農政局、独立行政法人肥飼料検査所に対して通知し、指導を要請。</li> <li>・内閣府食品安全委員会事務局、厚生労働省、（協）日本飼料工業会、（社）畜産副産物協会等に省令の改正についてなどを連絡</li> </ul>
<p><b>その他特記事項</b></p>	

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	PLA2（ホスホリパーゼA2）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食品添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月30日付け厚生労働省発食安第1030002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の評価対象ではないと判断した。 (平成16年12月2日府食第1193号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
施策の概要等	平成16年12月7日、申請者に対して通知。  <b>（施策の概要）</b> 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は、食品、添加物等の規格基準の適用については、組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。  <b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用（綿実油）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年12月3日付け厚生労働省発食安第1203001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の規定に基づき定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成17年3月17日府食第269号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
施策の概要等	平成17年 4月 7日、食品の規格基準に関する告示を公布。  ( 施策の概要 ) 食品、添加物等の規格基準第1A第3款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	-

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用（綿実油）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年12月3日付け厚生労働省発食安第1203001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の規定に基づき定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、その安全性に問題はないと判断した。 (平成17年3月17日府食第269号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	
施策の概要等	平成17年 4月 7日、食品の規格基準に関する告示を公布。  ( 施策の概要 ) 食品、添加物等の規格基準第1A第3款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月1日付け厚生労働省発食安第1001001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の規定に基づき定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成17年3月31日府食第303号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	(食品表示) 平成17年 3月23日、「食品の表示に関する共同会議」において審議 平成17年 9月 8日、食品衛生分科会において審議 同日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年10月上旬、食品の規格基準に関する告示を公布予定。  (施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月1日付け厚生労働省発食安第1001001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の規定に基づき定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成17年3月31日府食第303号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	(食品表示) 平成17年 3月23日、「食品の表示に関する共同会議」において審議 平成17年 9月 8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 同日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年10月上旬、食品の規格基準に関する告示を公布予定。  (施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

( 継続 )

【 遺伝子組換え食品 】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	( 製糖後の副産物をビートパルプとして ) 主に牛等用の飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成15年11月11日付け15消安第3368号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料の安全性についての確認を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方 」 に基づき、その安全性に問題はないと判断した。 ( 平成16年9月9日府食第917号 )
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年12月24日、農業資材審議会飼料分科会安全性部会において、家畜等に対する飼料としての安全性について審議 平成17年 6月15日、農業資材審議会飼料分科会において、家畜等に対する飼料としての安全性について審議 平成17年 6月15日、農業資材審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	平成17年 9月14日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続(平成14年11月26日農林水産省告示第1780号)第4条の規定に基づき公表  ( 施策の概要 )  【 リスク評価結果との関係 】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヒアルロン酸S
評価品目の分類	新開発食品
用途	ヒアルロン酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、肌の乾燥が気になる方に適した旨を特定の保健の目的とするカプセル形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。</p> <p>なお、既にヒアルロン酸に対する抗体を有するヒトが本食品を摂取した場合、急激なアレルギー反応をおこすとは考え難いが、個人差があることも考慮して、その旨、注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。</p> <p>(平成16年10月14日府食第1035号)</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	タケダ健茶園TACC茶
評価品目の分類	新開発食品
用途	TACC成分（ビタミンB1・アルギニン・カフェイン・クエン酸）を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、体脂肪や中性脂肪が気になる方に適している旨を特定の保健の目的とする粉末清涼飲料形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年10月14日府食第1035号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年11月18日、平成17年 8月19日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	DHA入りリサーラソーセージ
評価品目の分類	新開発食品
用途	DHA、EPAを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、中性脂肪が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とするソーセージ形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年5月28日付け厚生労働省発食安第0528002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年11月18日府食第1144号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成17年 2月 7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 平成17年 3月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成17年 5月23日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年 5月30日、許可。  ( 施策の概要 ) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成17年 5月30日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼。
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK2
評価品目の分類	新開発食品
用途	ビタミンK2(メナキノン-4)を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨の健康が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年5月28日付け厚生労働省発食安第0528002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 なお、本食品には、「ビタミンK2は血液凝固能を有するので抗凝固剤を服用している方やビタミンKの豊富な食品(納豆など)の摂取を控えるように指示されている方は医師等にご相談ください」との内容の注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。 (平成16年11月18日府食第1144号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成17年 2月24日、平成17年 5月31日、平成17年 8月10日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	(施策の概要)  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブリトロール
評価品目の分類	新開発食品
用途	キトサンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、尿酸値が高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成17年1月27日府食第69号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	申請資料整備中
施策の概要等	( 施策の概要 )  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	松谷のおそば
評価品目の分類	新開発食品
用途	難消化性デキストリンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血糖値の気になる方に適する旨を特定の保健の目的とするそば形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成17年3月3日府食第204号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成15年10月6日、平成16年12月25日、平成17年5月25日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 平成17年6月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成17年7月19日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年8月1日、許可。  (施策の概要) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成17年8月1日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼。
その他特記事項	-

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	黒烏龍茶
評価品目の分類	新開発食品
用途	ウーロン茶重合ポリフェノールを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、中性脂肪が気になる方や脂肪の多い食事を摂りがちな方に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年5月28日付け厚生労働省発食安第0528002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成17年3月3日府食第204号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成17年 5月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 平成17年 6月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成17年 7月19日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	健康増進法第26条に基づく許可試験実施中。  ( 施策の概要 )  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

( 継続 )

【新開発食品等】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	健康博士 ギャバ
評価品目の分類	新開発食品等
用途	- アミノ酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧の高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年2月5日府食第160号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 2月17日、平成17年 2月17日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品衛生分科会新開発食品評価第1調査会において審議 平成17年 3月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成17年 5月23日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年 7月25日、許可。  ( 施策の概要 ) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成17年 7月25日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼。
その他特記事項	許可時の品目名「ギャバのめぐみ」

( 継続 )

【新開発食品等】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グリコ ヨーグルトGCL1001
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ラクトバチルス・ヘルペティカスGCL1001を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、お腹の調子を整える旨を特定の保健の目的とするヨーグルト形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年3月11日府食第279号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	( 施策の概要 )  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

( 継続 )

【新開発食品等】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チチヤス低糖ヨーグルト
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ロイテリ菌を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、おなかの調子を整える旨を特定の保健の目的とするはっ酵乳形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年4月22日府食第476号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	( 施策の概要 )  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

( 継続 )

【新開発食品等】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クエーカーオートミール
評価品目の分類	新開発食品等
用途	- グルカンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、コレステロールが気になる方の食生活の改善に役立つ旨を特定の保健の目的とするオートミール形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年4月22日府食第476号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 6月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議
施策の概要等	( 施策の概要 )  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	平成17年 8月19日、許可申請者から取り下げ願を受理。

( 継続 )

【新開発食品等】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ
評価品目の分類	新開発食品等
用途	コーヒーオリゴ糖を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、おなかの調子に気をつけている方に適している旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年4月22日府食第476号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議 平成16年 8月25日、薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第2調査会において審議 平成16年 9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会に報告
施策の概要等	平成16年12月16日、許可。  ( 施策の概要 ) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成16年12月16日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、て許可書の交付を依頼。
その他特記事項	許可時の品目名「ブレンディコーヒーオリゴ糖入りカフェオレ」

( 継続 )

【新開発食品等】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リポスルー
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ベータコングリシニンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、中性脂肪の気になる方や体脂肪の気になる方に適している旨を特定の保健の目的とする錠菓形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年4月22日府食第476号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 6月16日、平成16年11月18日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	( 施策の概要 )  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

( 継続 )

【新開発食品等】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	毎日海菜 海苔ペプチド
評価品目の分類	新開発食品等
用途	海苔オリゴペプチドを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧が高めの方に適する旨を特定の保健の目的とする顆粒形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年6月10日府食第637号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 8月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 平成16年 9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成16年10月14日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年 3月29日、許可。  ( 施策の概要 ) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成17年 3月29日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼。
その他特記事項	-

( 継続 )

【新開発食品等】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キューピーコントロール
評価品目の分類	新開発食品等
用途	植物性ステロールを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、コレステロールが気になる方の食生活改善に役立つ旨を特定の保健の目的とするマヨネーズタイプ形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年6月10日府食第637号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 8月31日、平成17年 5月25日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 平成17年 6月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成17年 7月19日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成17年 9月 8日、許可  ( 施策の概要 ) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成17年 9月 8日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとするものが許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼。
その他特記事項	許可時の品目名「キューピーディフェ」

( 継続 )

【新開発食品等】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント
評価品目の分類	新開発食品等
用途	フッ素含有緑茶抽出物を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、虫歯になりにくい歯を作る旨を特定の保健の目的とするガム形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年6月24日府食第682号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年 8月25日、平成17年 2月24日、平成17年 5月31日、平成17年 8月10日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議 平成17年 9月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議
施策の概要等	( 施策の概要 )  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

( 継続 )

【新開発食品等】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	健康道場 おいしい青汁
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ブロッコリー・キャベツ由来のSMCS (S - メチルシステインスルホキシド) を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、コレステロールが気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年9月16日府食第918号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年11月18日、平成17年 5月25日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 平成17年 9月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議
施策の概要等	( 施策の概要 )  【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

( 継続 )

【新開発食品等】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ゴマペブ茶
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ゴマペブチドを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧が高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年9月16日府食第918号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成16年11月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 平成17年 3月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成17年 5月23日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。
施策の概要等	平成17年 7月25日、許可。  ( 施策の概要 ) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成17年 7月25日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼。
その他特記事項	-

( 継続 )

【新開発食品等】

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エコナマヨネーズタイプ
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ジアシルグリセロールを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、一般のマヨネーズと比較して、食後の血中中性脂肪が上昇しにくく、体に脂肪が付きにくい旨を特定の保健の目的とするサラダ用調味料形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年8月5日付け厚生労働省発食安第0805001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたエコナマヨネーズタイプについての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当と考える。 なお、「エコナマヨネーズタイプ」に使用されているジアシルグリセロールに係る二段階試験については、結果がわかり次第、当委員会にも報告を求める。 (平成15年9月11日府食第99号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成15年 6月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成15年 6月27日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申 (答申後、健康増進法に基づく許可手続き中に食品安全基本法が施行されたためにリスク評価を依頼。)
施策の概要等	平成15年 9月25日、許可。  ( 施策の概要 ) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可。 なお、ジアシルグリセロールに係る二段階試験をおこなったところ、雄の遺伝子組み換えラットの舌において、傾向解析によって扁平上皮がんのプロモーション作用が示唆されたが、今回よりも個体数を増やし、高用量、長期間の試験が必要であると研究者から報告されていることから、厚生労働省としては、追加試験実施に向け準備中である。  【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成15年 9月25日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼。
その他特記事項	なお、食品安全委員会に対し、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について諮問を行ったところである。

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鉍さいりん酸肥料				
評価品目の分類	肥料・飼料等				
用途	りん酸及びけい酸等の肥料成分の植物への供給並びに土壌酸度の矯正				
評価要請機関	農林水産省				
評価要請日等	平成16年7月16日付け16消安第3230号				
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号				
評価目的	普通肥料の公定規格の設定をするに当たっての食品健康影響評価				
評価目的の具体的内容	製鋼の脱りん工程で生じる鉍さいを新たなりん酸質肥料として使用				
評価結果の概要	普通肥料「鉍さいりん酸肥料」については、適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成16年10月21日府食第1066号)				
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>					
施策の検討経過	生産業者による栽培試験の成績並びに独立行政法人肥飼料検査所における肥料の有効成分及び植物に対する有害成分の含有量等の調査結果を踏まえ、農林水産大臣が公定規格に鉍さいりん酸質肥料を新規設定。 平成16年 9月17日から10月18日まで、パブリックコメントを実施。(意見無し)				
施策の概要等	平成17年 2月 7日、昭和61年 2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)を改正。 平成17年 3月 9日、施行。  (施策の概要) 公定規格に鉍さいりん酸質肥料を新規設定。				
	肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項	
	鉍さいりん酸肥料(製鋼鉍さいをいう。)	一 く溶性りん酸	3.0	く溶性りん酸の含有率 1.0%につき カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1	4ミレートルの網ふるいを全通すること。
		アルカリ分	20.0		
		可溶性けい酸	10.0		
		二 く溶性りん酸、アルカリ分及び可溶性けい酸のほか、く溶性苦土又はく溶性マンガンを保証するものにあつては、一に掲げるもののほか			
		く溶性苦土については	1.0		
		く溶性マンガンについては	1.0		
	<b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし				
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省ホームページに掲載し周知徹底</li> <li>・都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配布し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。</li> <li>・都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、肥料の生産・輸入業者を対象とした説明会を開催。</li> </ul>				
その他特記事項	-				

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	腐植酸りん肥				
評価品目の分類	肥料・飼料等				
用途	りん酸、マンガン及びほう素等の肥料成分の植物への供給				
評価要請機関	農林水産省				
評価要請日等	平成16年7月16日付け16消安第3230号				
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号				
評価目的	普通肥料の公定規格の変更をするに当たっての食品健康影響評価				
評価目的の具体的内容	使用できる原料として、新たにマンガン含有物及びほう酸塩を追加				
評価結果の概要	普通肥料「腐植酸りん肥」については、適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成16年10月21日府食第1066号)				
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>					
施策の検討経過	生産業者による栽培試験の成績並びに独立行政法人肥飼料検査所における肥料の有効成分及び植物に対する有害成分の含有量等の調査結果を踏まえ、農林水産大臣が公定規格の腐植酸りん肥の使用できる原料を追加。 平成16年 9月17日から10月18日まで、パブリックコメントを実施。(意見無し)				
施策の概要等	平成17年 2月 7日、昭和61年 2月22日農林水産省告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)を改正。 平成17年 3月 9日、施行。  (施策の概要) 公定規格の腐植酸りん肥の使用できる原料の追加。				
	肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項	
	腐植酸りん肥 (石炭又は亜炭を硝酸で分解し、熔成りん肥、焼成りん肥、りん鉱石、塩基性のマグネシウム若しくはマンガン含有物又はほう酸塩及び硫酸又はりん酸を加えたものをいう。)	一 く溶性りん酸	15.0	く溶性りん酸の含有率 1.0%につき ひ素 0.002 亜硝酸 0.001 カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1	石炭又は亜炭を硝酸で分解したもの(3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものを乾物当たり70%以上含有するものに限る。)は、乾物として15%以上30%以下を使用すること。
		水溶性りん酸	1.0		
		二 く溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか、く溶性苦土、水溶性苦土、く溶性マンガン、水溶性マンガン、く溶性ほう素又は水溶性ほう素を保證するものにあつては、一に掲げるもののほか			
		く溶性苦土については	3.0		
		水溶性苦土については	1.0		
		く溶性マンガンについては	0.10		
		水溶性マンガンについては	0.10		
		く溶性ほう素については	0.05		
		水溶性ほう素については	0.05		
	<b>【リスク評価結果との関係】</b> 特記事項なし				
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省ホームページに掲載し周知徹底</li> <li>都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配布し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。</li> <li>都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、肥料の生産・輸入業者を対象とした説明会を開催。</li> </ul>				
その他特記事項	-				